

東村山市社会福祉協議会評議員・役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東村山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員・役員等の報酬及び費用弁償の基準並びに額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員・役員等の定義)

第2条 前条に規定する評議員・役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) その他会長が必要と認めた委員会等の委員

(報酬の額)

第3条 前条の規定に掲げる評議員・役員等の報酬の額は、1日あたり1,500円とし、会議等への出席の都度支給する。ただし、評議員・役員等が所属機関等の業務で出席した場合には、支給しないことができる。

2 専門家、学識経験者等に対する謝金、講師料等については別に定める。

(費用弁償)

第4条 本会は、第2条に規定する評議員・役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用弁償の額は実費とする。ただし、旅費については本会職員の給与に関する規程を準用し、食卓料については本会局長職の基準を準用する。

(支払方法)

第5条 報酬及び費用弁償は金融機関口座への振り込みによって支給する。ただし、必要に応じて現金をもって支給することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。